

市内企業向け リーパスプラザこが 利用のご案内

■利用可能な団体と活動

- (1) 市内企業が社内教育・業績向上を目的として行う社内会議・研修会
- (2) 市内企業が行う就職説明会・面接・採用試験
- (3) 市内企業が社員の福利厚生を目的とした催し

■利用できない内容

- (1) 営利目的の興行
- (2) 商品発表会・商談会・展示即売会などもっぱら営利行為のみを目的とした催し
- (3) 社会教育施設での実施がふさわしくないと教育委員会が不許可とした催し

■利用できる施設

- (1) **ホール**
大ホール(800人)
多目的ホール(片面150人×2)
- (2) **貸室**
1時間単位のホール以外の部屋
9時から22時まで、00分から貸出

■ホールの利用時間(固定)

- 朝 9時～12時(割増で13時まで)
昼 13時～17時(割増で18時まで)
夜 18時～22時

※ 鍵の貸出は5分前からです

なお、民間事業者の利用ですので、使用料は2倍となります
また、ホールは入場料等を5,001円以上取る場合は、更に2倍(計4倍)となります
個別の使用料は古賀市役所ホームページまたはパンフレットをごらんください

■利用申し込み場所

交流館1階事務所 受付時間 8:30～17:00
(電話・メール等での予約はできません。空き状況のみ古賀市のHPから確認できます)

■利用申し込み期間

- (1) ホール:使用日の9月前の月初から使用日の1月前まで
- (2) 貸室:使用日の属する四半期の前月の初日から使用日まで
(ただし催事の場合許可までに数日かかる場合があります)

■利用料の支払いについて

貸室は申請と同時に支払いください
ホールと催事貸出の貸室(大・中会議室)は、
申請日から2ヶ月以内のお支払いで本予約となります
支払いがなければ予約は取消となります



■キャンセル料について

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1)ホール | (2)貸室 |
| 使用日の6月前までの申請 → 全額還付 | 使用日の1月前までの申請 → 全額還付 |
| 使用日の1月前までの申請 → 半額還付 | 使用日の3日前までの申請 → 半額還付 |
- (上記の期限をきった場合、取消をしてもお返しはありません)

問い合わせ先

(初めて借りる場合は先にお問い合わせください)

古賀市生涯学習推進課 社会教育振興係(リーパスプラザこが交流館1階)
電話 092-942-1347 メール shogaku@city.koga.fukuoka.jp